

No	2-1-4	分類1	法令・規格	分類2	高圧ガス保安法
質 問	送ガス蒸発器の出口に温度計の設置は必要ですか。				
回 答	<p>一般則第6条第18号に「高圧ガス設備には温度計を設け、かつ、当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができるような措置を講ずること」とあります。</p> <p>ただし、貯槽のうちCEについては、製造細目告示第6条の温度変化を伴う反応、精製、分離、蒸留、冷却、凝縮、熱交換及び加熱の為の設備には該当しませんので、法令上の取り付け義務はありませんが、取り付けるように行政指導される場合もあります。</p>				
補 足	<p>参考資料: 福島県 CE保安検査チェックリストには「CEには温度計不要」と明記されています。</p> <p>http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/45058.pdf</p>				